

# 仕 様 書

## 1 業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会識別シール製作業務委託

## 2 委託期間

契約の日から令和3年8月19日（木）まで

## 3 業務委託の内容

委託者が所有するデータや文字原稿により、識別シールを作成する。

## 4 数量

21,034枚

<内訳>

	概要	種類	製作総数
【A】	背景色黄色入り	63種類	977枚
【B】	背景色白色のみ	63種類	16,590枚
【C】	学校名	20種類	1,326枚
【D】	選手団名	69種類	2,141枚

<留意点>

- ①別紙1「デザインパターン一覧」及び別紙2「記載名及び数量一覧」に記載のとおり、“記載名”と“企業ロゴ”は複数パターンある。
- ②【C】学校名及び【D】選手団名の確定数量は、契約後7日以内に通知する。  
なお、それぞれの製作総数は変わらない。

## 5 仕様

- (1) 材 質 ポリプロピレン合成紙シール（強粘着※）  
※接着力（対ステンレス）11,760mN/25mm程度以上を目安とする。
- (2) 大きさ 【A】 【B】 【C】：縦200mm×横240mm程度  
【D】：縦100mm×横200mm程度
- (3) デザイン 別紙3「完成イメージ図」のとおり。  
なお、【A】の記載名の背景色は、黄色とする。
- (4) 印 刷
  - ・印刷方法は問わないが、摩擦や水濡れ等で容易に剥離及び色落ちしないこと。
- (5) 粘着力
  - ・識別シールはポリエステル（メッシュタイプ）のビブスに貼り付けて使用する。ビブスを着用し活動する際に容易に剥がれない強い粘着力を有すること。
  - ・雨や汗等による水濡れ、1～2回程度の洗濯に耐え得る強い粘着力を有すること。
- (6) その他
  - ・シールは1枚ずつ独立した状態であること（連続シート不可）。
  - ・文字、マスコット及びロゴマーク等の電子データは、契約後7日以内に委託者が提供するものを使用すること。提供したデータは、本業務委託以外の用途に使用しないこと。

## 6 試作及び校正

### (1) 試作

- ・落札後、速やかに試作品を作成し、委託者に提出すること。
- ・提出する枚数は、【A】から【D】全てにおいて任意の記載名2種類分を各1枚（計8枚）、【B】の記載名のない白紙のもの（上段と下段ロゴのみ印刷）の企業ロゴパターン7種類分を各1枚（計7枚）の合計15枚とする。

### (2) 校正

- ・校正回数は、制限なしとする。
- ・委託者の校正を受ける際に提出する形式は、委託者の指定がない場合、出力した紙とデータ（PDF）の両方で提出すること。また、電子メールでデータを提出する際は、データを分割する等しメールで容易にやり取りできる容量かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータを提出すること。

## 7 成果品の納入

### (1) 納入する成果品

ア 識別シール 21, 034枚

イ 印刷データを収めたCD-R 1枚

※データ形式は、aiファイル及びPDFファイルの2種類とする。

ウ 業務完了報告書 1枚

※委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出し、完了検査を受けること。

### (2) 納入期限

令和3年8月19日（木）

### (3) 納品場所

三重県津市広明町13

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

（三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課内）

### (4) 納品方法

- ・記載名別、色別に管理しやすい数量（50枚程度）に帯等でまとめて梱包すること。
- ・別紙2「記載名及び数量一覧」のグループ名欄に【※】の印があるものは、別紙4「障スポ各競技（陸上競技以外）数量内訳」のグループごとに仕分け、残数は予備として記載名別にまとめること。
- ・開封せずとも中身が把握できるようにするため、包装紙等の上面に記載名・色・数量を表記すること。

## 8 特記事項

- (1) 契約締結後、委託者と受託者で製作スケジュールの打合せを行うこと。
- (2) 委託者が試作品を承認してから量産を行うこと。
- (3) インク汚れ、乱丁、落丁等が相当数ある場合は刷り直すこと。
- (4) 納入後に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

## 9 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て委託者に譲渡する

こととする。

- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作権人格権の行使をしないものとする。
- (3) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく、自由に公表することができる。
- (4) 本原稿の二次利用は、委託者に帰属する。

## 10 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

## 11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

## 12 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 13 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託料等の取扱いは、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (5) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。
- (6) 識別シールを貼り付けて使用するビブスは、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局内で閲覧することができる。（閲覧可能な時間：三重県庁の開庁日の午前9時から午後5時まで）